



# 鳥取県公報

平成 22 年 6 月 8 日 (火)  
号外第 56 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 4 号の規則で定める  
地域を定める規則の一部を改正する規則 (35) (中山間地域振興課) . . . . . 4
- 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (36) (福祉保健課) . . . . . 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、大山町の全域が、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第3号に該当することとなったこと等による所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則で定める地域から大山町の地域を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり減額する。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
応急仮設住宅の設置（1戸当たり）				2,387,000円	2,404,000円
被服、寝具その他生活必需品の給与貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季 （4月1日から9月30日まで）	1人世帯	17,300円	17,500円
			2人世帯	22,300円	22,600円
			3人世帯	32,800円	33,300円
			4人世帯	39,300円	39,900円
			5人世帯	49,800円	50,500円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	7,300円	7,400円
		冬季 （10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	28,600円	29,000円
			2人世帯	37,000円	37,500円
			3人世帯	51,600円	52,300円
			4人世帯	60,400円	61,300円
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	5人世帯	75,900円	77,000円		
	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	10,400円	10,500円		
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季 （4月1日から9月30日まで）	1人世帯	5,600円	5,700円	
		2人世帯	7,600円	7,700円	
		3人世帯	11,400円	11,600円	

帯に対して行う場合	4人世帯	13,800円	14,000円	
		5人世帯	17,500円	17,700円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	2,400円	2,400円
	冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	9,100円	9,200円
		2人世帯	12,000円	12,200円
		3人世帯	16,900円	17,100円
		4人世帯	20,000円	20,300円
		5人世帯	25,400円	25,800円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,300円	3,300円
	障害物の除去(1世帯当たり)		134,200円	137,500円

(2) 埋葬のために支出することができる費用の限度額を次のとおり増額する。

救 助 の 種 類		支出することができる費用の限度額	
		改正後	現 行
埋葬(1体当たり)	大人	201,000円	199,000円
	小人	160,800円	159,200円

(3) 施行期日は、公布日とし、(2)は、平成22年4月1日から適用する。

# 規 則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第35号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 85%;">旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td><u>成実村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯耆町</td> <td>幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	旧町村名	略		米子市	<u>成実村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村	略		伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村	<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 85%;">旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td><u>成美村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯耆町</td> <td>幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村</td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td>所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	旧町村名	略		米子市	<u>成美村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村	略		伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村	大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村
市町村名	旧町村名																						
略																							
米子市	<u>成実村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村																						
略																							
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村																						
市町村名	旧町村名																						
略																							
米子市	<u>成美村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村																						
略																							
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村																						
大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第36号**

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間							別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間						
1 収容施設の供与							1 収容施設の供与						
(1) 略							(1) 略						
(2) 応急仮設住宅							(2) 応急仮設住宅						
ア及びイ 略							ア及びイ 略						
ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,387,000円</u> 以内とする。							ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,404,000円</u> 以内とする。						
エ～ク 略							エ～ク 略						
2 略							2 略						
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与							3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与						
(1)及び(2) 略							(1)及び(2) 略						
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。							(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。						
ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300	夏季[4月1日から9月30日まで]	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
冬季[10月]	円	円	円	円	円	円	冬季[10月]	円	円	円	円	円	円

1日から翌年3月31日まで]	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 略

10及び11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) 略

13 略

1日から翌年3月31日まで]	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,200	円 12,200	円 17,100	円 20,300	円 25,800	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とする。

(4) 略

10及び11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) 略

13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第1第9号の(3)の規定は、平成22年4月1日から適用する。